

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N594
2020・8・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- “官邸の守護神” 黒川氏の定年延長閣議決定…………… 上脇博之
戦後75年の年に、何としても空襲被害救済を…………… 黒岩哲彦
人間の尊厳と組合の存亡をかけて—東京電力計器工事業者のたたかい…………… 鷺見賢一郎
年金の振替加算支給漏れ問題…………… 淵脇みどり
退去強制拒否罪の創設と難民法の破壊…………… 高橋 済

シリーズ 憲法を知るための12冊

- 白田秀彰著『性表現規制の文化史』…………… 山崎大志
3年間の弁学議長を経験して気づいたこと〈前編〉…………… 北村 栄
—青法協は世の中から守られている、必要とされている

ロースクールの実情と法曹養成

- 法科大学院制度における社会的意義や功罪について…………… 本間耕三



リビングストンの子ども

“官邸の守護神”黒川氏の 定年延長閣議決定

兵庫県 上脇 博之 (神戸学院大学法学部教授)

■ 違法な閣議決定

“官邸の守護神”黒川弘務東京高検検事長を次期検事総長に据えたい安倍晋三内閣は、黒川氏が今年(二〇二〇年)二月七日に六三歳で定年退官するのを回避するために、一週間前の一月三日の閣議で、「東京高等検察庁検事長黒川弘務の勤務延長について」という「人事案件」に関して「同検事長を管内で遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査・公判に引き続き対応させるため、国家公務員法の規定に基づき、六か月勤務延長する」とを決定した。

しかし、検察官の定年退職年齢については検察庁法が「検事総長」六五歳、「その他の検察官」六三歳と明記(第二二条)。これは、「検察官の職務と責任の特殊性に基いて」国公法の特例を定めたもの(同法第三二条の二)。

三九年前の一九八二年四月二八日の衆議院内閣委員会では、国家公務員の定年や定年延長を導入する国家公務員法改正案が審議された際に、当時の斧誠之助政府委員(人事院任用局長)は、「検察官と大学教員につきましては、現在すでに定年が定められております。今回の法案では、別に法律で定められておる者を除き、こういうことになっておりますので、今回の定年制は適用されないこ

とになっております」と答弁していた。

したがって、安倍内閣の黒川定年延長閣議決定は違法なのである。

■ 安倍首相「解釈変更」答弁は後付けの辻褃合わせ!

安倍首相は今年二月一三日の衆議院本会議で「当時、検察庁法で除外されると理解していたと承知している」と認めつつ、「今般、検察庁法の特例以外には国公法が適用され、検察官の勤務(定年)延長に国公法の規定が適用されると解釈することとした」と答弁。政府は閣議決定前に解釈を変えたのを証明するとして、二月二〇日と二二日にかけて衆議院予算委員会の理事會に法務省、内閣法制局、人事院がそれぞれ作成した文書を提出した。

しかし、安倍首相の答弁には整合性もなかった。というのは、その三日前の二月一〇日、森(三好)雅子法務大臣は、「大臣の見解では、制度として検察官の定年延長が認められようになったのはいつからですか」と質問され、「制度としては当初からだと認識しております」と答弁したため、「当初というのはいつですか」と再質問され、「国家公務員法が設けられたときと理解しております」と答弁。また、同月二日、人事院の松尾恵

美子総務局長は、「人事院としましては、国家公務員法に定年制を導入した際は、……昭和五六年四月二八日の答弁のとおり、検察官については国家公務員法の勤務延長を含む定年制は、検察庁法により適用除外されていると理解していたものと認識しております」と答弁したからだ。

つまり、法務大臣も人事院も閣議決定で従来の解釈を変更したとは認識してはいなかったのだ。安倍首相の「解釈変更」答弁は野党に追及され窮地に陥ったが故の後付けの辻褃合わせの答弁だったとしか考えられない。

■情報公開請求とその結果

そこで、私は二月二六日付で法務大臣、人事院および内閣法制局に対し、一月二三日の閣議決定「前」と「後」に分けて、法務省が国家公務員法の定年延長制を検察官に適用することに関し、相談した内容を記録した文書と回答した内容を記録した文書等の情報公開請求を行った。

その結果、「閣議決定前」の文書として、(法務省)「勤務延長制度(国公法第八一条の三)の検察官への適用について」、人事院「勤務延長に関する規定(国公法第八一条の三)の検察官への適用について」、「応接録」(勤務延長制度(国家公務員法第八一条の三)の検察官への適用について)の三つの

文書(本件三文書)が開示されたが、他方、「閣議決定後」については、いずれも「保有していないため」との理由で不開示とされた。

■開示文書は文書管理法に定める行政文書ではない

公文書管理法は第一条で、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」として「国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにすること」に加え、「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」を「目的」としている。

そして第四条では、「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう……文書を作成しなければならぬ」と定めている。

だが、開示された本件三文書には作成日さえな

く、どのような検討経過で最終結論に至ったか経緯の記載が一切ない。それゆえ「合理的に跡付け、又は検証すること」ができる文書ではなかった。

■六月一日に大阪地裁に提訴

本件三文書は法令に基づき閣議決定「前」に作成されたとは到底言い難い様式・体裁の行政文書だ。それを、あたかも閣議決定「前」に作成された行政文書として情報公開請求者に開示するのは明らかに違法である。

また、閣議決定「後」に、安倍内閣は、法務省、人事院及び内閣法制局に対し閣議決定との辻褃を合わせるよう指示し、法務省はその指示に従って人事院と内閣法制局にそれぞれ相談し、人事院と内閣法制局は法務省に対し辻褃合わせのための回答書を作成した可能性が高い。それらの文書が作成され保存されているはずだ。それなのに、不存在として不開示決定したのも違法である。

私は、六月一日に、以上の理由で、私への開示決定と不開示決定(の一部)の取消しを求め大阪地裁に提訴した(弁護団長は阪口徳雄弁護士)。

なお、黒川検事長は「賭けマージャン」報道で退職したが、安倍内閣は閣議決定の違法性を認めていないので、その撤回を求める運動も必要だ。

戦後七五年の年に、何としても空襲被害救済を

東京 黒岩 哲彦

◇なぜ戦後七五年間救済を

されなかったか

(1) 東京大空襲はヒロシマ・ナガサキに匹敵する

労働者と住民の虐殺

東京大空襲を指揮したルメイ将軍は、一九四五年三月一〇日の空襲を境に、それまでの爆撃作戦の大転換を図りました。それまでの軍事目標爆撃から一般市民を対象にする都市絨毯爆撃にかえ、昼間爆撃から夜間爆撃に、使用爆弾は通常爆弾併用から焼夷弾(ナバーム弾)に、高高度爆撃から低高度爆撃に変えました。その最初の目標として日本国内で最も人口密度が高い東京下町が選ばれたのです。

(2) 空襲被害者は七五年間救済から放置された

「戦争被害受忍論」

最高裁判所は一九八七年六月二六日の名古屋空襲訴訟の判決で「戦争犠牲、戦争損害は、国の存亡にかかわる非常事態のもとでは、国民のひとしく受忍しなければならなかったところであつて、これに対する補償は憲法の全く予想しないところ」という判断を示しました。

◇東京大空襲訴訟の成果

(1) やむにやまねずに提訴

空襲被害者は、二〇〇七年三月九日に第一次原告二二名、翌二〇〇八年三月一〇日に第二次原告二〇名が東京地裁に国に対して謝罪と賠償を求めて提訴しました。原告の裁判の目的は①前線と銃後、兵と民の差はなく日本の国土が戦場であったことを明らかにする。②東京空襲が国際法違反の無差別絨毯爆撃であったことを裁判所に認め

させ、戦争を開始した政府の責任を追及する。③日本国憲法にもとづき、国に対し、民間人犠牲者への差別をあらためさせ法の下での平等を実現するとともに、犠牲者への追悼、謝罪及び賠償を行わせることです。

(2) 東京高等裁判所二〇二二年四月二五日判決

判決は「国民自身が、自らの意思に基づいて結論を出すべき問題、すなわち国会が、様々な政治的配慮に基づき、立法を通じて解決をすべき問題」としました。この判断が、国会での立法運動の土台になりました。

◇空襲被害者救済をめぐる現状

(1) 超党派空襲議連の発足

空襲被害者の運動は司法の場から国会に移りました。空襲被害者の粘り強い活動により、二〇



2020年3月27日 超党派空襲議連総会で発言をする黒岩会員（中央）
（写真右側の前席の右側が河村建夫超党派空襲議連会長）

一五年八月六日に超党派空襲議連が再発足しました。初代会長は鳩山邦夫元法務大臣です。鳩山会長が急逝されて会長に就任されたのが現会長の河村建夫元内閣官房長官です。河村会長は韓国人BC級戦犯救済法制定問題もライフワークにされるなど、ヒューマニズムの立場にたつ保守政治家です。

(2) 「空襲等民間戦災障害者に対する特別給付金の支給等に関する法律（仮称）要綱素案」

超党派空襲議連は要綱素案をまとめました。

①趣旨は民間戦争被害者の長年にわたる労苦の慰謝です。②「空襲」の定義は、沖繩戦も考慮して「昭和一六年二月八日から昭和二〇年九月七日までの間に本邦地域において行われた空襲、船舶からの砲撃その他の政令で定める戦闘行為」です。沖繩戦の被害者も救済の範囲です。③「戦争等民間戦災障害者」とは、「空襲等のため負傷し、身体障害者福祉法の身体障害者又は外貌に著しい醜状を残す者」です。火災の被害者であるのでケロイドも入りました。④空襲等被害に関する実態調査措置です。所管は厚生労働省を予定しています。⑤空襲等により被害を受けた者を慰謝するための措置です。所管は厚生労働省を予定しています。なお、与野党間の今後の協議で内容が変わる可能性があります。全国空襲連は、要綱案は救済の範囲は限定的ですが、「要綱素案の早急な成立を求めるとの見解を表明しました。法律が成立すれば、国会の担当委員会と担当大臣が決まります。

「壁」はなにか

与党で壁になっているのが、平成一七年八月四日政府・与党の「了解事項」です。自民党幹事長・公明党幹事長・内閣官房長官・総務大臣・財務大臣などで確認されたもので「戦後処理問題に関する措置はすべて確定・終了したものとす」としています。しかし、この了解事項は戦後処理問題三問である「恩給欠格者・戦後強制抑留者・引揚者」に関するもので空襲被害者は含まれていません。また、その後も、「シベリア抑留者平成二〇年五月一四日政府・与党了解事項」は「シベリア抑留者については、長期間にわたった劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難の下過酷な強制労働に従事した等特別の事情があることに鑑み」として「その労苦を慰謝するための特別給付金の支給」の「政府・与党了解事項」が確認されています。

(4) 空襲被害者の活動

生存する被害者は高齢化しています。メディアは、テレビや新聞で空襲被害者に寄りそった報道を続けています。日弁連の立法対策センターの全面的な支援もいただいています。悲願である空襲被害者救済法の立法を求める運動は最後の勝負のときの決意を固めています。

（全国空襲被害者連絡協議会 運営委員長）

人間の尊厳と組合の存亡をかけて

—東京電力計器工事作業者のたたかい—

東京 鷺見賢一郎

一 東京電力計器工事作業者

東京電力パワーグリッド株式会社(東京電力株式会社の後継会社)(以下「東電P.G」といいます)は、住戸や事業所に、使用電力をはかるための電気メーターを設置し、取り替えています。そのため、東電P.Gはワットラインサービス株式会社(以下「ワット社」といいます)等の法人と電気メーター取替工事の請負契約を締結し、ワット社等は個人の作業員や株式会社等の法人と電気メーター取替工事の請負契約を締結しています。電気メーター取替工事のことを計器工事といい、個人の作業員のことを計器工事作業員(以下「作業員」といいます)といいます。

二 全国一般計器工事関連分会の結成と都労委申立

ワット社の作業員は、二〇一八年二月二十七日、全国一般計器工事関連分会(以下「分会」といいます)を結成し、全国一般東京地本、同一一般合同労組、同計器工事関連分会(以下「三労組」といいます)は、二月七日、ワット社に対し、分会結成を通告し、「二〇一九年度の『東京電力に係る計器(電気メーター)の取り替え工事等』に関する要

求」等を議題として団体交渉を申し入れました。これに対し、ワット社は、二月二日、「分会の組合員が労働契約を締結している従業員ではないこと」を理由として団体交渉を拒否しました。三労組は、二月七日、ワット社を被申立人として、東京都労働委員会(以下「都労委」といいます)に不当労働行為救済申立をしました。

その後、ワット社は、二月二十七日にも団体交渉を拒否し、三労組は、二〇一九年一月二十八日、ワット社を被申立人として、前記の不当労働行為事件に追加して、都労委に不当労働行為救済申立をしました。

三 都労委の完全勝利命令

都労委は、二〇二〇年三月四日、三労組に対し、令和二年二月四日付命令書を交付しました。都労委命令は、主文で、ワット社に対し、二度にわたる三労組の団体交渉申入れに応ずることを命じ、あわせて、「今後、不当労働行為を繰り返さない」との誓約文を三労組に交付し、各工事所内に掲示することを命じています。都労委命令は、理由で、作業員は労働組合法上の労働者に当たると認定し、団交拒否とあわせて組合否認の支配介入を認定しています。

ワット社は、二〇二〇年三月六日、中央労働委

員会に再審査申立をしました。

四 組合をつくったら「死ね」と

いうのか!?

1 団交拒否の攻撃

分会の組合員は、二〇一八年二月七日にワット社に分会結成を通告した時には三八名です。ワット社の団交拒否が続く中で組合員は減り続け、次に述べる分会員に対する差別待遇の直前の二〇二〇年二月下旬には二三名に減少しています。そして、分会員に対する差別待遇後の同年七月には一七名に減少しています。

2 実質年収ゼロの攻撃

(1) 工事個数と請負金額の約七割カット

作業者の請負金額は、施工した工事個数に工事単価を乗じた金額です。ワット社は、二〇二〇年三月初旬に、作業者と二〇二〇年三月二日～二〇二〇年二月二〇日の二か月間の請負契約を締結しました。ワット社が請負契約締結にあたって分会員に割り当てた二か月分の工事個数と請負金額は、非組合員等に比べて大きく差別するものになっています。分会員は全員差別されていますが、とりわけ分会員一〇名に対する差別は深刻です。

一〇名の分会員は、二か月分に換算して、二〇二〇年度の工事個数は、二〇一九年度の工事個

数の三三・一～三三・五%です。工事個数の大幅減少に加え、各工事単価も引き下げられており、一〇名の分会員は、二か月分に換算して、二〇二〇年度の請負金額は、二〇一九年度の請負金額の二三・三～三四・八%で、約一五〇万～二二〇万円です。これらの請負金は、計器工事をする上で必要な軽自動車・バイク等の購入代金、ガソリン代、工具代、作業衣代等でほとんどなくなってしまうか、もしくは足りないぐらいです。とうてい生活できる金額ではありません。「死ね」というのに等しい仕打ちです。

ワット社の主張に従っても、一か月分に換算して、東電PGから請け負った二〇二〇年度の計器工事総数約三二万個は二〇一九年度の計器工事総数約六七万個の約四六%ですから、差別は明白です。しかも、分会員から奪った工事個数を非組合員等に割り当てているのですから、差別はさらに明白です。

三労組は、二〇二〇年三月二六日、ワット社を被申立人として、一九名の分会員に対する不利益取扱いと差別の撤廃を求めて、都労委に不当労働行為救済申立をしました。

(2) 都労委傍聴等で差別

「都庁の三八階に来た回数はカウントしている」

ワット社の計器工事部長は、二〇二〇年二月下旬の個人面談で、分会員らに対し、分会員らの年

間の工事個数や請負金を減らした理由について、「(東電PGの)配電部と資材部に状況説明、来いと言われて行っているんです。(中略)ワットライオンとして、受注の、発注っていった方がいいですか、彼らからいえば発注先としてどうなんだって思われてないかって言われると、何とも言えない、したがって、具体的に言っていると、都庁の三八階(都労委)の(株)東光高岳に行きましたよねとかっていう回数は、正直言ってカウントさせていたくださす。」などと説明しています。

東電PG等の意向を受けてワット社が、分会員の組合活動を理由にして、年間の工事個数や請負金額を減らしたことは明白です。

五 人間の尊厳と組合の存亡をかけて

東京電力の計器工事職場では、いまだに団交拒否と組合員差別という前近代的な組合攻撃が行われています。実質年収ゼロという「死ね」というに等しい攻撃です。

作業者の皆さんのたたかいは、人間の尊厳と組合の存亡をかけたたたかいです。私もともに歩みたいと思います。

年金の振替加算支給漏れ問題

東京 淵脇みどり

一 振替加算支給漏れ問題とは

厚生年金や共済年金の期間が二〇年以上ある人に、生計を維持している配偶者がいる場合、加給年金が付きませんが、配偶者が六五歳になると、停止されます。そのときに「配偶者と生計維持関係にある」との届出をすれば、配偶者に『振替加算』として支払われます。この制度は一九八九年（昭和六一年）四月の新民国民年金移行に伴う経過措置として一九九一年（平成三年）に導入された制度です。しかし、国が、この制度の周知徹底を怠ったため、多くの受給者が「生計維持関係の届出をする機会」を失い受給できずになりました。

厚生労働省は二〇一七年（平成二九年）九月に行政の制度運用の誤りを認め、未支給金を全額支払い、「原則時効援用は行わない」と発表しました

た。これが年金の振替加算支給漏れ問題です。

二 五年の時効援用による差別

ところが、厚生労働省は、このとき、一部の受給者に対し、「生計維持関係がないとの申告を行った等、一定の帰責性があるから」として差別し、五年間の時効を援用すると発表しました。私の母もその一人で、国は一九九一年分も振替加算を払わずに放置しておきながら、五年分だけの未支給金額を支払い、時効を理由にそれ以前の一四年分の振替加算金を支払いませんでした。不服審査請求手続きでは、厚生労働省の役人は「生計維持関係が無いと申告した、というのは生計維持関係の届け出をしなかったということだ」と説明しました。それでは「届け出をしなかったという証拠があるのか？」と質問したところ、「しなかったという証

拠は関係書類が残っていないので存在しない」と言います。さらに、「それでは、この制度の周知徹底をはかり六五歳になったら生計維持関係の届け出をしないと振替加算を受け取れないということを説明したり、お知らせした文書はあるのか？」と質問しても、「存在しない」という返事でした。要するに、時効を援用する「一定の帰責事由」について、厚生労働省は何の証拠もないのに、差別して時効を援用してきたのです。

三 国を提訴

二〇一八年四月 第一次提訴（T、F（原告名はアルファベットで表記します））

二〇二〇年一月 第二次提訴（N）

私は母（F）と同じ立場のTさん二名の代理人として、二〇一八年四月に国を相手に裁判を起こ

し、この差別的扱いに合理性がないと主張しました。国(厚生労働省)は、差別の理由を説明をすることができず、本年(二〇二〇年)二月一四日、

二人の原告について、時効を援用した未支給分を全額支払いました。その後、本年一月に提訴していた二次訴訟のNさんについても、国は一切の答弁をしないまま、本年五月七日に全額を支払いました。一次訴訟の法廷で、私は何度も、「他にもたくさん不合理な差別を受けている人がいるので、制度全体の改善を」と求めましたが、国の代理人弁護士は、「原告についてだけ払う」との態度にとどまっています。しかし、さすがに、厚生労働省も少しは対応を変えてきました。当初は未支給金額がいくらになるか金額も示さずに「時効を援用する」と言っていました。年金額の窓口で未支給額を問い合わせれば、金額は回答する」というように変化してきました。

四 参議院厚生労働委員会の 加藤厚生労働大臣の答弁

二〇二〇年五月二八日、参議院厚生労働委員会で倉林明子議員の質問に対し、加藤勝信厚生労働大臣は、「これからは、時効援用分についても、訴訟によらなくても行政不服審査によらなくても、年金機構の窓口で丁寧に対応する」と、答弁しました。しかし、まだ、いかなる対応になるかは不

明です。

五 第三次訴訟提訴

二〇二〇年六月二四日、四名の原告(A、I、K、N)が振替加算について、時効で支払われなかった未支給額の給付を求めて、第三次訴訟を提訴しました。全員に対して時効援用分未支給額を全額払うように求めています。現在、裁判所がコロナ対策のために訴状の送達に時間がかかっているため、訴状のコピーを添えて六月二九日、厚生労働省に対し、訴状の送達を待たずに次回の年金支給日に未支給金額を支払うように要請書も提出致しました。七月一四日、ようやく配属部や事件番号も決まり、第一回口頭弁論期日も一〇月七日(水)二時一五分と決まりました。今後も四次訴訟を提訴したいと希望している人が多くいます。

六 年金者組合の全国的取り組みと 運動の前進

年金者組合は、厚生労働省に対し、このような差別的取り扱いをせずに、制度全体を早急に改善するように要請するとともに、二〇二〇年六月二九日には、厚生労働省へのヒアリングなどを行いました。その後、年金機構の窓口で「振替加算の時効援用についておかしいではないか」と申し入れ

ると、事情を聞き取って、「二カ月半ぐらい後に回答します」と対応するようになりました。年金機構の本部に集約して対応するという体制までできたようです。八月に入り、全国の年金機構のうち二カ所で「お支払いします」との回答がありました。一方で、「態度が前よりも悪くなった」との報告もあり、まだ流動的です。

もしこの回答の結果が、十分でなければ第四次訴訟も検討したいと思っています。

七 気づいていない方、泣き寝入りを している方はいらっしやいませんか？

振替加算という制度そのものがわかりにくい制度です。国から、「時効が援用されます」と言われても、「仕方がないのかな」と泣き寝入りしている方も多くいると思います。

この記事を読まれた方で、そういえば思い当たる事がある、知り合いが困っているという方、「振替加算の届け出をしたが、五年の時効が適用されて金額が支払われなかった」方は、お近くの年金者組合員に相談してください。年金機構の窓口で直接相談に行かれても結構です。東京支部の弁護士淵脇みどり(渋谷共同法律事務所)までお知らせいただければ、情勢や、裁判についてもお話できると思います。

退去強制拒否罪の創設と 難民法の破壊

東京 高橋 済

一 序

政府は、秋の臨時国会、「出入国管理及び難民認定法」(以下、「入管法」という)の改正案を提出する。

現時点で改正法案の具体的内容は不明であるが、法務大臣の私的諮問機関である「出入国管理政策懇談会」の下に設置された「収容・送還に関する専門部会」(以下「本専門部会」という)が二〇二〇年六月一五日にまとめた「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」(以下「提言」という)を元に作成されるため、その方向性を知ることができる。

以下では、この提言を考察するが、紙幅の関係で、外国人等の人権に重大な影響を及ぼす二点のみ取り上げる。すなわち、①送還忌避罪(退去強制拒否罪)の創設、②難民申請中の送還の解禁である。

なお、本稿では触れないが、同提言には、仮放免逃亡罪(刑事事件の保釈逃亡罪に相当する)の創設、令状なき無期限収容の維持なども含まれており、これらもまた深刻な問題を有している。

この問題は、「外国人」の問題ではない。外国人とは、「日本国籍を有しない」という限りにおいてしかその意味を有しない。在留資格のないことも、近年 undocumented とされるように、その許

可書がないにすぎない。

日本国籍を有しない、在留資格を有しない「人」に対する政府の抑圧が強まり続ける中、それを見て見ぬ振りをしていいのか、日本社会に住む人、全ての問題である。

二 送還忌避罪(退去強制拒否罪)の創設

1 送還忌避罪(退去強制拒否罪)とは何か?

外国人(日本国籍を有しない人)が、在留資格がないなどを理由として退去強制が決定された後、新制度の下では「退去命令」が発付されることになる。この退去命令に違反すること、すなわち一定の期間内に日本から出国しないことを構成要件とし、刑事罰を科すものである。

刑事罰の具体的な内容としては懲役刑が主に想定されている。

2 誰が処罰されるのか?(その問題性)

(1) 在留資格がない人の処罰、その支援者の処罰と萎縮効果

これにより処罰されるのは、在留資格を有しない人であるが、凶悪犯罪の温床というイメージは適切ではない。具体的には、バブル期以降に政府の「オーバーステイ容認政策」の下、単純労働力として日本の社会を支えてきた移住労働者とその家族である。

中には、日本生まれの子どもたちも含まれる。

日本は出生地主義を採用しないため、彼らは(両親が外国人の場合には)日本生まれで日本から出たことがなくとも日本の国籍を有しない。その上、両親が在留資格を有しない場合には、彼らも出生から六〇日でオーバーステイになるのである。一方で、埼玉県蕨市のクルド難民の子どもたちなど、(在留資格のない)難民申請者の子どもたちも同様の状況にある。彼らこそが今回の刑事罰の「処罰対象」となるのである。

なお、「共犯」処罰の萎縮効果は絶大なものとなる。出国しないこと(退去命令違反)の幫助教唆として、賃貸など住居の提供、食料支援、学校教育の提供、訴訟支援まで広く、これにあたりうる。アメリカ、フランスなどでも同様の人道支援が起訴されており、深刻な問題となっている。

(2) 立憲事実が確認できないこと

そもそも現行法においても、入管白書によれば退去強制令書が発付された場合には、そのほとんどが出国しており、さらにそのほとんどが任意の出国(自費出国)であり、送還を拒否する外国人が増加しているとの政府の主張を裏付ける立法事実は現時点まで公表されていない。

(3) 実効性もないこと

また、仮に本罪で処罰されたとしても、収容されている人たちが刑事施設にうつるだけで、出国に向けた実効性は何ら担保されないのである。

(4) 真の原因は解消しないこと

政府は、本罪で威嚇、処罰すれば彼らが出国すると考えている。

しかし、彼らがなぜ日本から出国しないのか、できないのかを知り、その原因を調査し、解消しない以上、真の解決に至らない。

日本人の家族とともに日本で生活したいとの願い、日本生まれ日本育ちの子どもが日本で生まれそのまま生きたいとの願いを、安易に刑事罰で威嚇、処罰したとしても、おそらく出国することはないであろう。

いま、必要なことは、日本生まれの人も含め、日本社会から「排除」することではなく、彼らを「受容(包摂)」することである。

制度上は、入管法には「在留資格」を有しない人に、在留資格を取得させる制度として「在留特別許可」があるが、この在留特別許可率が現政権下において、八二%から五二%まで落ち込んでいるのである。

自らの手で在留特別許可を絞りあげた挙句、彼らを「送還忌避者」として、刑事罰を創設しようとするものであつて、このような刑事罰の創設は断じて許されるべきではない。

むしろ、行うべきは、一定の場合(日本で生まれて六年間、成長した場合、あるいは平穩に二〇年生活した場合など)には、必ず在留特別許可を

取得する法制度(効果裁量の否定された、請求権構造を有する制度)の構築である。

三 難民申請者の申請中の送還の解禁

1 難民申請者はその判断待ちの間、

国籍国に送還できない(送還停止効)

次に、提言は、難民保護制度を根幹から破壊しうる改正をしようとしている。具体的には、難民の再申請中に送還を可能とする改正を行うとするものである。

ここに「難民」とは、難民条約上の「難民」であつて、服がボロボロで貧しく、難民キャンプにいる、というイメージでとらえることは誤りである。法的な意味での「難民」とは、独裁国家などにより、政治、宗教、人種、民族などを理由に、生命・身体など危害を加えられる「迫害の危険」を有する者をいう。

日本は、一九八一年に難民条約に加盟したが、その後も、難民申請中・訴訟中に、迫害国に送還されるケースが散見された。これでは難民条約に加盟しているとしても、本質的には庇護されないに等しいことから、二〇〇四年には、難民申請中は、迫害国に送還することはできないと改正されたのである(難民申請の送還停止効)。

2 送還停止効外の問題性

この二〇〇四年改正自体、大きな前進であつた

シリーズ

憲法を知るための

12冊

自田秀彰著

『性表現規制の文化史』

東京 山崎 大志



『性表現規制の文化史』

二〇一七年八月五日 初版

著者：白田秀彰

出版社：亜紀書房

定価：一八〇〇円＋税

四六判 一三六頁

が、提言は、難民申請が何回でも行うことができ
るため、送還停止を狙って、悪質な「濫用」的な
再申請が横行しているとした。この前提に立ち、
難民申請が再度に及ぶ場合には、その判断を待た
ず、送還できるとする改正を提言する。

しかし、日本の難民保護行政は「難民鎖国」と
称され、難民不認定率は九九%を超える。すなわ
ち、ほぼ一〇〇%が（迫害の危険等の要件を欠く
として）難民不認定とされるのである。

もはや日本の難民保護制度は、難民であるか否

か、迫害の危険があるか否かを問わない制度に陥
っているのである。難民が再申請に及ぶことは当
然である。その前提のまま再申請など複数回申請
を濫用として、その判断を待たずして迫害国に送
還できるとすることが何を意味するのか？

これは、もはや難民条約の骨抜き、事実上の難
脱さえ意味する事態を招きかねないのである。

四 最後に（二国二制度とのたたかい）

最後に、在留資格がない人や、難民申請者がど

うなるうが、多くの「日本人」には何ら関係がな
い。

しかし、在留資格がない人の人権はなきに等し
く、「二国二制度」の状況にあり、難民は保護され
ない状況にある。このような事態に加えてなされ
る前記の改悪に対し、ぜひ関心をもち、反対の声
をあげていただきたい。彼らを見捨てないでいた
だきたい。

■「えっちなのはいけません！」

という社会規範は、いかにして生まれたのか？
性行為によって、現在も人類が存在するにもか

かわらず、性表現について法律によって禁止して
まで抑制しようとする理由は何なのか？

一方で暴力表現は法律によって禁止されておら
ず、むしろ、「正義の味方」が「醜い悪党」に暴力
を振るって殺している表現が日常的に溢れている。

「暴力」に関する表現に対して寛容であるのに、「え
っち」に関する表現を抑制する理由は何なのか？

「えっちなのはいけません！」は、現在の私たち
の心理に深くしみついた反応であって、「えっちな
取り締まる」と言うと賛成を得られやすい。さら

には、「純粹無垢な青少年をえっちなものから守って健全に育成するのだ」とも言われている。

そこで、なぜ「えっち」がダメであるという観念が形成されてきたのか？なぜ「えっち」がほとんど無条件に抑制の対象とされてしまうのか？そして、なぜ青少年が「えっち」を見ることが禁じられるべきなのか？

以上が、著者の問題意識であり、本書のテーマである。憲法が保障する表現の自由を考える上で重要な問題だと思うので、本書を紹介したい。

■ 本書の構成

本書では、猥褻の観念の内容の整理、性が歴史や社会の中でどのように位置づけられてきたか、イギリスやアメリカ、日本における性表現規制がどのように展開されたか等、右述の著者の問題意識に対する答えを導き出している。以下、本書の概要を紹介する。

■ 「猥褻」とはそもそも何なのか

本来、「猥褻」とは性的な意味はなく、歴史的には庶民の日常的なだらしない生活の様子という意味で使われる言葉であった。

一三世紀以降のヨーロッパにおいて、上級階級

の性に関する厳格な規範に対して、下層階級の性に関する規範が緩やかであり、この性に関する規範が階級を分ける標章として機能していたと著者は考えている。

上級階級の性については、上級階級の財産維持のため、相続で財産が散逸しないように、上級階級自身が厳格な性規範を設けて「優雅なもの」として位置づけたのに対し、上級階級のような性規範を欠いた下層階級の性の営みを「汚らしく嫌悪すべきもの」すなわち「猥褻」と位置付けたのである。言わば、上級階級の性規範に合致するものが「上品」であり、庶民階級の性の有様は、「下品」という棲み分けをしたのであった。

■ 宗教と性

性活動は生命を産み出す方法であることや、性行為に伴う興奮や快楽などは、人々の関心を引きつけた。そのため、宗教上の信仰を妨害する強い要素となってしまう。したがって、特にキリスト教を中心に、性について禁欲することが、信仰を重んじる態度になっていったため、性を悪とする価値観が広まっていったのである。

著者は、西洋において、性的なものを犯罪まで高めていったのが、キリスト教をとりまく人々であったことは否定できないと結論づけている。

■ 性表現規制の法制史（アメリカ）

一九世紀の出版物の増大と一般層への普及により性的な書籍が出回るようになる。そして、青少年への教育が一般的になったことを原因として、性表現規制が社会の関心事となる。

議員たちは、選挙で当選するために、性表現規制を推進する宗教的信条を基礎とした民間団体のために、性表現規制を積極的に行った。また、女性解放運動の立場からも性表現規制が主張されるようになる。

そのため、性表現規制は、政治的闘争の過程の中で扱われることになる。

もともと、現代においては、性表現は、成人に対して害悪とならないことを理由に、性表現規制の強化は進んでいない。

一方で、成人ではない「青少年の保護」を理由に性表現規制がなされていくことになる。自らは政治的主体として決して声を上げることのない「青少年」を保護する根拠が残り、性表現規制の最後の根拠として「青少年保護」に焦点が絞られる。

青少年が性表現から悪影響を受けやすいという証拠はない。もともと、青少年は、自ら政治的に声を上げることがないので、他者から一方的に「反道徳的な影響を受けやすい」として想定され続

けることになる。

■ 日本での性表現規制

日本では、明治維新まで、性表現については大らかに楽しみとして受容されていた。

もっとも、明治政府は、不平等条約の撤回のために近代国家として欧米諸国に認められようと、西洋文化を受け入れていくことになる。そこには、キリスト教の価値観が反映されているため、戦後に至るまで猥褻表現規制が強化されていく。

そして、敗戦後には、連合国軍(実質的にはアメリカ)の猥褻基準が適用されて、性表現が抑制されていくのである。

現在では、インターネットの拡大により、様々な性表現が溢れており、実質的に性表現規制は無意味になっていると著者は考えている。

■ 著者の結論

著者は、性そのものに害悪が存在しないことから、性表現について規制しなくても、反社会的行為の増大といった影響は生じないと考えており、「性」や「性表現」をめぐる言葉の数々は、これまで政治・経済上の主導権争いの中で行われてきた規制を、「道徳」や「品位」の言葉で語るという

「すり替え」と評価している。著者は、性表現規制に根拠はなく、「えっちなのはいけないと思います!」というのはいけないと結論づけている。

■ 終わりに

本書は、もちろん著者の評価の部分も多々あるが、性表現規制の経緯が分かりやすく説明されているので、著者と対話をしながら、性表現規制の根拠について考える良いきっかけになった。私は、性表現規制を国家権力が悪用すれば、簡単に政権に批判的な人物を世間的な非難も加えた上で弾圧することもできる非常に危険な規制や権力闘争に使われる道具であり、合理的な根拠はないと考えている。

私が無理矢理本書の内容をまとめたため、分かりづらいところが多々あると思うので、ぜひ一度本書を読んで、性表現規制の根拠について考えるきっかけにいただければと思う。



青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

三年間の弁学議長を経験して気づいたこと〈前編〉

—青法協は世の中から守られている、必要とされている

弁学合同部会前議長 北村 栄

を挙げてくれ、その努力でとんとん拍子に出版まで漕ぎ着けることが出来ました(九月四日の出版記念パーティにはぜひ)。議長の私は何もしていません。こんなことが起こるのかと思いました。ラッキーでした。

③ つ目は、コロナ禍の中、全国ミーティング・総会が全部リアルで行えたことです。

青法協はご存知の通り、五〇名を超える参加者で年に四回もの二日がかりの会議をやっています。三月の宮崎、六月の仙台と危なかったですが、やり遂げることが出来ました。全国的にこれほどの規模の団体、参加者で、このコロナ禍の期間中止をしなかったところは他にないと思います。

④ 法協に漬かり、この三つを実体験した者は執行部でもわずか数名のみです。この三つの出来事は人知で何とか出来るものではありません。

私は、直接この人知を超える体験を経験してみても、青法協は本当に幸運の星の下に生まれている、大いなるものに守られているのだなあとつくづく実感しました。言葉を換えれば、本当に世の中から必要とされているのだな、と思いました。そして、これを最後に伝えない限り、議長は辞められないと思いました。みなさん、ぜひこのことを知って、自信を持って下さい。やっと言えました。これで議長を辞められます。

⑥

月に退任しましたが、それまでの三年間自分なりに青法協にとつぷりと漬かりましたので、肌で感じるものが多くありました。そこで、二回に分けて私なりの総括(感じたこと)をお伝えしたいと思います。まず、今月は前編として、私がこの三年で一番心に残ったことを。それは、青法協は、世の中から本当に必要とされているんだ、言葉を換えれば大きな力で守られているんだということ。

そのように確信したのは、次のような三つの大きな出来事が起きたからです。

①

つは、本部事務局に新しい事務局員が来てくれたことです。本部事務局は二名の専従と二名のアルバイトの構成ですが、私の就任直後に専従の一人が退職を申し出られ、それでなくても事務局が過労気味だとの情報もあり、本当に困りました。まずは慰留を試みましたがダメ、やむ

なく新規募集し、私も努力しました。しかし、零細で特殊な職場ですから、なかなか応募がありません。その中で最終的にあった応募が一名のみ。経歴や希望等もまさにピッタリ。現在もなくてはならない働きぶりですが、応募がなければどうなるだろうと悩んでいたのが、神に感謝したいほどの気持ちでした。

②

つ目は、「弁護士になりたいあなたへⅢ」の出版です。「同Ⅱ」を議長になる前からたくさん購入し修習生やプレ研修生にプレゼントをしていたのですが、いかんせん古い。一九九七年の発行です。これを議長の間に出版しなければと思いました。しかし、みなさんもご存知の通り、小冊子の発行でさえ大変で、一〇人もの弁護士を取り上げる本の出版の労力・手間といったら大変なものです。私も相当の覚悟をしたのですが、これが不思議。久保木太一会員(＋配偶者)が直ぐ手

法科大学院制度における 社会的意義や功罪について

東京 本間 耕三

1 はじめに

やや難しいお題をいただいた。「法科大学院制度における社会的意義や功罪について」。私にとってこのテーマが難しい理由は二つある。

制度発足当時から法科大学院制度の是非について大変活発に議論がなされていたと思う。しかし、制度開始から一五年が過ぎ、予備試験制度や「三二法曹養成コース」など、ロースクールに係る制度自体が混迷を極めていく状況にあつて、なお確かな座標軸をもってその意義などを議論できるだけの知識や経験は私にはない。これが一点目である。

二点目は、当事者としての立場性である。私は、ロースクールを卒業して司法試験に合格した者であり、制度のいわば当事者である。

当事者を抜きにして制度の是非論を語ることはできないはずである。しかし、私はロースクールのおかげで司法試験に合格した者であり、その意味でロースクールの申し子である。そんな申し子が、果たして何のバイアスもなく意義や功罪について語ることができるのだろうか。ここに一抹の不安と迷いがある。実際、大学に入学したての学生が弁護士を志望していると言えば、私は迷わず（予備試験ではなく）ロースクールをおすすめしている。

このような次第であるから、私が法科大学院制度に対してどこまで批判的に言及ができるか、はつきり言つて自信がない。無論、本稿のオーダーは、「体験談」ということであり、何らかの論考を求めたものではないため、さほど意気込む必要はないのであろう。とはいえ、漫然と体験記を記すわけにはいかないた

め、今後論点となるであろうロースクールの実情に関する諸点につき以下に簡単にまとめることでご依頼への返答に代えたい。

2 ロースクールの実情

(1) 私について

私は、大学の法学部を卒業してロースクールは三年制の未修者コースに入学し、その後、未修者コースを卒業して二回目の受験で司法試験に合格した者である。そのため、ロースクール制度の多くの部分を体験し、また、その過程で数多くの友人知人に出会い彼女らの進路の行く末も見てきた。その経験をもとにロースクールの実情をまとめることとした。

(2) 入学者

改めて言うまでもないが、入学者は全体として減少傾向にある。私が在籍していた当時、未修者コース一年次は一クラス約三〇名で二クラスあった。それが現在では約三〇名の一クラスしかない。既修者コース（二年次以降）においても、一クラス約四〇名の六クラス体制が同数名の五クラス体制へと縮小し、今では五クラス制は維持されているも一クラス約三〇名にまで縮小されたと聞く。その原因は、法曹の不人気や予備試験合格者の増員等さまざまあ

ロースクールの実情と 法曹養成

りえよう。

また、特に未修者コースに顕著であるが、社会人経験者がかなり多く入学している。正確には思い出せないが、私が所属していた一年次のクラスは、おおよそ三分の一が社会人経験者であったと記憶している。また経済学部や理系学部など他学部出身者もいた。

しかし、未修者コースにおいても多数派は四年生大学の法学部を卒業してそのままきた者（いわゆる「仮面未修者」）であり、未修者コース出身の司法試験合格者のほとんどは仮面未修者であった。それ以外の未修者は、三年という短期間の間に法解釈学の思考方法になじめなかったり、後述のハードなカリキュラムについていけなかったりで、その多くがドロップアウトして別の道を歩んでいるようだ。

(3) 学費

やはりロースクールの学費は高い。アルバイト等で稼ぎながら通学することも事実上不可能である。一部にはアルバイトをしながら通っていた学生もいたが、講義にはついてこられていなかったように思う。

もつとも、奨学金制度は不十分

ながらもそれなりに用意されてはいた。全ての学生に何らかの形で給付型の奨学金が行き渡るようになってはいたし、成績優秀者であれば全額返還免除や半額返還免除となる貸与型の奨学金も用意されていた。私自身、こうした制度にかなり助けられた。

(4) 講義・カリキュラム

ロースクールの講義内容は濃密かつ高度である。また、未修者コースの一年次は、わずか一年間で基本科目の基本的知識を習得しなければならず進度も早い。こうした講義についていくために予習や復習を欠かさず行う必要があり、カリキュラムをこなすだけで相当ハードであった。

また、講義を担当する教授陣は各分野の第一線で活躍する研究者や実務家が多く、司法試験に必要かどうかはともかく、最先端の研究成果や実務上の論点を学ぶことができた。

さらに、司法修習の前倒し的な講義として、要件事実や事実認定に関するカリキュラムもあった。要件事実に関して言えば、研修所で習うものよりはるかに高度な内容を扱っていたと今にして思う。

(5) 修了者の進路

ロースクール卒業生の司法試験合格率は全体的に低い。未修者コース出身者は全体の平

均よりさらに低い。高い学費を払って二年ないし三年間も通いつめて必死に学んできたのに結果に結びつかないのは真に不憫というしかないが、制度の問題点としても捉える必要があるように思う。

司法試験に合格しなかった者や中途で退学した者の多くは、企業の法務部に就職したり公務員になったりしているようである。

3 おわりに

以上、ロースクールの実情について、記憶を頼りに簡素にまとめたつもりであるが、実はまだまだ指摘できていない点もある。そうした点は別の機会にできればと思う。

改めて自らのロースクール生活を振り返ってみると、冒頭で弁解したことや矛盾するが、確実に意義があるといえることが思い当たった。それは、共に学ぶ同期の存在である。ハードなカリキュラムや困難な試験を乗り越えるために連帯し、また団結できた同期の仲間はロースクールがあったからこそ獲得できたものだと思う。こうした同期のつながりにこそ青法協の拡大の契機があると思うが、その点も含めてまた別の機会に譲ることとしたい。

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第2回(秋)

2020年9月4日(金)～5日(土) 東京

*第3回(冬)

2020年12月4日(金)～5日(土) あいち

*第4回(春)

2021年3月21日(日) 福岡

【第52回定時総会】

2021年6月26日(土)～27日(日) 岡山

第17回人権研究交流集会(アクロス福岡)

2021年3月20日(土) 午後 分科会

3月21日(日) 午前 全体会

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

9月3日(木)14時～15時半

【修習生委員会】

9月17日(木)11時～13時

【広報委員会】

9月24日(木)18時～

お知らせ

■ 緊急声明を發表しました

7月31日、「新型コロナウイルス感染防止対策のための司法試験委員会見解に基づき受験制限をされる司法試験受験生に対する特別措置の実施を求める緊急声明」を發表しました。

詳細はHPをご参照ください。

■ 桜を見る会前夜祭告発について

8月6日午後1時に、第2次分として、告発状279通(合計で941通)を検察庁へ提出し、その後、午後3時から、記者会見を行いました(第1次告発は5月21日)。

この告発は、前夜祭に関して、政治資金規正法違反と、公職選挙法違反を問うものです。

引き続き、告発人を募集しています。ぜひ、お願いします。



編集後記

▼東京での新型コロナウイルス感染の新規罹患者数の増加にも、段々麻痺してきていることに気付く。二桁から三桁台に乗ったときと、二〇〇人台から三〇〇人を突破したときは、おっと思っただが、四〇〇人越えは予想されていたこともあって来るべき数字になったな、という感じであった。これが二〇〇人台に戻ると、分かつていても少ないなと感じてしまう。▼同じような数字の麻痺を弁護士になつて間もなくのころ、多く手がけた消費者事件でも感じたことがあった。その事件の被害額は、数千万から億単位が当たり前であったから、数百万円のケースに出会うと何とかなりそうな感じを受けてしまい、反省したことを新型コロナの数字慣れを自覚したときに思い出した。▼新型コロナの場合、發表された数字が新宿での罹患者数を含まなかったり、タイムラグが調整されていないなど、日々の数字が比較に耐えうる数字なのかなど信用性に多くの疑問が残るから、慣れはリスクだと改めて言い聞かせた。それにしても、日常の中で生死の緊張を強いられ続けることになるとは想定外であった。

(高木宏行)